

平成24年3月1日

新報国製鉄株式会社

## 弊社工場跡地(川越市新宿町)における土壌対策工事完了について

弊社本社・工場敷地において、平成21年9月から平成23年12月の期間、土壌調査から始まり、掘削除去を主とする汚染対策工事をすすめてまいりました。

このたび、平成24年2月15日付にて**住宅用地、商業用地**として活用する全域において、土壌汚染対策法に基づく「**要措置区域**」「**形質変更時要届出区域**」の指定が解除され、これをもって一連の土壌対策工事がすべて終了したことをご報告いたします。

なお、引き続き弊社が本社用地として利用する敷地(約2,460坪)の一部(約320坪)につきましては、汚染土壌が残りますが地下水に溶け出すことのない安定した状態であること、表面舗装などの飛散防止対策を取ることで、引き続き約2年間の地下水監視を続けることにより、将来に亘り健康への影響は有りません。

### これまでの経緯

- |       |     |  |
|-------|-----|--|
| 平成21年 | 9月  | 土壌調査開始   |
| 平成22年 | 11月 | 土壌調査終了   |
| 平成23年 | 1月  | 川越市に土壌調査報告書提出  |
| 平成23年 | 4月  | 土壌汚染対策法に基づく「要措置区域」「形質変更時要届出区域」に指定<br>(平成23年4月8日 川越市告示第263号)<br>住宅用地の土壌汚染対策工事を決定および着工 |
| 平成23年 | 7月  | 商業用地の土壌汚染対策工事を決定および着工  |
| 平成23年 | 9月  | 住宅用地の土壌汚染対策工事完了<br>住宅用地の「形質変更時要届出区域」解除。住居用地は「要措置区域」なし。<br>(平成23年9月15日 川越市告示第625号)    |
| 平成23年 | 12月 | 商業用地の土壌汚染対策工事完了  |
| 平成24年 | 2月  | 商業用地の「要措置区域」「形質変更時要届出区域」指定解除<br>(平成24年2月15日 川越市告示第109号)                              |